



平成 23 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 正 彦
(コード番号:6727 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 財 務 本 部 長
長 谷 川 涉
(TEL 03 - 5309 - 1500)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成23年4月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員等に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、下記のとおり平成23年6月23日開催予定の当社第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員等に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資するため、以下の要領により新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員等

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式5,000株(うち当社取締役に対する割当分450個)を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

総数は5,000個(うち当社取締役に対する割当分450個)を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、前項(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合は、その前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から3年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員等であることを要する。
- ③ 新株予約権の相続は、これを認めない。
- ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認されたとき、当社分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案が株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)新株予約権の公正価額

新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラックショールズモデルを用いて算定するものとする。

以上